

令和5年度 第2回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和5年5月8日（月）午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 5階 大会議室

3. 出席委員数 （17名）

出席者 （会長）吉 田 陽 一

（代理）戸 部 秀 悦

（委員）

1番

2番 伊 藤 淑 榮

3番 三 浦 栄 子

4番 鈴 木 豊 則

5番

6番 佐 藤 洋 介

7番 清 水 司

8番 高 橋 郁 雄

9番 鈴 木 誠 孝

10番 目 黒 千 衣 子

11番 三 浦 富 美 男

12番 山 本 義 則

13番 佐 藤 正 樹

14番 中 田 正 一

15番 武 田 一 雄

16番 加 藤 和 洋

17番 鈴 木 孫 城

4. 欠席委員 （1名）

5. 農業委員会業務報告(4月分)

6. 報告事項

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第6号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について

7. 議事案件

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 船木 聖 徳

副事務局長 佐藤 秀 樹

局長補佐 鈴木 俊 市

10. 会議の概要等

委員の皆様には農作業が本格化してご多忙のところ、本日はご出席いただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和5年度第2回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は、報告事項が2件、議事案件が4件であります。

それでは、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

令和5年度第2回定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

社会生活が様変わりした、コロナ禍については、ようやく終息のきざしが見え、通常の世界状況に徐々に近づくかと思われまふ。

さて、本格的な農作業のシーズンにはいり、代かき作業、田植え作業も始まっており、くれぐれも事故が起これないよう、時間と気持ちにゆとりを持って作業にあたってください。

本日の議案等についてよろしく審議いただけるよう、お願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

次に、総会の定足数についてであります。本日は、1番鈴木和俊委員から欠席の届がありました。

本日の出席委員は18中17名であり、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めますので、議事の進行を吉田会長にお願いいたします。

会 長

男鹿市農業委員会規則第19条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

(議長一任の声あり。)

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に、15番 武田一雄委員、16番 加藤和洋委員にお願いします。

議 長

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐を指名いたします。

それでは、4月分の農業委員会業務報告を議題といたします。

事務局から報告をお願いいたします。

事務局

4月分の農業委員会業務について報告いたします。

(業務報告書 別紙により報告)

以上で終わります。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、次に、報告第3号を事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告第 3 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知について報告いたします。

解約件数は、1 件であります。

申請番号 1、土地の所在は角間崎字諏訪田〇番他 4 筆、計 5 筆、田 1,395 m²、借受人は株式会社美穂、角間崎字諏訪田のA、解約理由は、貸人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 4 月 18 日となっております。

以上、1 件の合意解約通知の報告を終わります。

議長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

続いて、報告第 6 号を事務局から説明お願いいたします。

事務局

事務局報告第 6 号を説明

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

次に議案第 6 号 農地法第 3 条の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第 3 条の許可について説明いたします。

申請番号 1、土地の所在は船越字前野〇番他 3 筆、計 4 筆の田 1 筆、畑 3 筆の計 4 筆、面積田 1,443 m²、畑計 1,756 m²、譲受人は船越字前野のA、譲渡

事務局

人は船越字前野のB、親子間の経営移譲に伴う無償の所有権移転であります。

申請番号 2、土地の所在は払戸字六ツ小屋○番他 1 筆、計 2 筆の畑 2 筆、面積畑 643 m²、譲受人は払戸字六ツ小屋のC、譲渡人は兵庫県のD、渡人の農地処分に伴う所有権移転であります。

申請番号 3、土地の所在は脇本田谷沢字要沢○番他 1 筆、計 2 筆の田 2 筆、面積田 3,036 m²、譲受人は潟上市のE、譲渡人は脇本田谷沢のF、渡人の経営規模縮小に伴う所有権移転であります。

申請番号 4、土地の所在は角間崎字檜沢○番他 4 筆、計 5 筆の田 5 筆、面積田 1,395 m²、譲受人は株式会社美穂、譲渡人は角間崎のG、個人有地から法人への移譲に伴う所有権移転であります。

申請番号 5、土地の所在は船川港台島字中台○番他 1 筆、田 1 筆、面積田 5,911 m²、譲受人は船川港船川のH、譲渡人は船川港台島のI、渡人の経営規

模縮小に伴う所有権移転であります。

議 長

ただいまの説明について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

次に議案第 9 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありましたので、審議を求めます。

事務局

今回は、所有権移転が 3 件、賃貸借権設定が 7 件であります。
はじめに所有権移転について説明します。

申請番号 1、土地の所在地は松木沢字松木新田○番他 2 筆、田 3 筆、面積計 7,030 m²、譲受人は松木沢字松木の A、譲渡人は松木沢字鶉木境の B、対価は 10a 当り 400,000 円となっております。

申請番号 2、土地の所在地は野石字釜谷地新田〇番、田 1 筆、面積 3,439 m²、譲受人は野石字中山のC、譲渡人は秋田市のD、対価は10a 当り 300,000 円となっております。

申請番号 3、土地の所在地は本内字平台〇番、畑 1 筆、面積 3,650 m²、譲受人は株式会社ベジリンクあきた男鹿、譲渡人は角間崎字百目木のE、対価は10a 当り 300,000 円となっております。

以上で所有権移転について説明を終わります。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

引続き貸借権設定の審議に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号 4、利用権設定を受ける者は、角間崎字下屋長根のF、利用権設定する者は角間崎字岡見沢のG、貸付地は角間崎字諏訪田○番 1 筆、計 1 筆、田 6,952 m²、新規、契約期間は令和 5 年 5 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 5、利用権設定を受ける者は、角間崎字諏訪田のH、利用権設定する者は脇本浦田字宮崎のI、貸付地は脇本浦田字新田○番 1 筆、計 1 筆、田 1,852 m²、新規、契約期間は令和 5 年 5 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り米 2.2 俵であります。

申請番号 6、利用権設定を受ける者は、男鹿中中間口字のJ、利用権設定する者は宮城県のK、貸付地は男鹿中浜間口字熊ノ堂○番 6 筆、計 7 筆、田 26,452 m²、新規、契約期間は令和 5 年 5 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り 10,000 円であります。

申請番号 7、利用権設定を受ける者は、払戸字渡部のL、利用権設定する者は払戸字渡部のM、貸付地は払戸字尻深二番谷地○番 1 筆、計 1 筆、田 542 m²、新規、契約期間は令和 5 年 5 月 15 日から 1 年間、賃借料は 10a 当り 10,000 円であります。

申請番号 8、利用権設定を受ける者は、野石字中山のN、利用権設定する者は野石字芭蕉のO、貸付地は野石字宮沢新田○番他 1 筆、計 2 筆、田計 13,273 m²、新規、契約期間は令和 5 年 5 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 9、利用権設定を受ける者は、船川港仁井山字滝沢のP、利用権設定する者は船越字内子のQ、貸付地は男鹿中滝川字大谷地○番他 1 筆、計 1 筆、田 13,724 m²、新規、契約期間は令和 5 年 5 月 15 日から 6 年間、賃借料は 10a 当り 3,500 円であります。

事務局

申請番号 10、利用権設定を受ける者は、払戸字小深見のR、利用権設定する者は払戸字小深見のS、貸付地は払戸字大堤〇番他 1 筆、計 1 筆、田 783 m²、新規、契約期間は令和 5 年 5 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

次に議案第 8 号 農地法第 4 条の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 8 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。
今回は 1 件の申請がありましたので議案書に沿い、説明させていただきます。

申請番号1、土地の所在は北浦野村字前野〇番、地目は田、面積2,631 m²。
申請人は北浦野村のA。転用目的は、農業用倉庫兼作業場であります。
農地区分については1種農地と判断しております。図面資料の1ページに位置図を添付いたしております。費用は約20,000,000万円であります。
次のページには公図を添付しており、周辺の筆界状況を表示しております。
また、次のページには計画平面図を添付してございます。
以上で申請番号1の説明を終わらせていただきます。

議 長

(現地確認報告)

現地を確認しました、12番山本委員、15番武田委員から代表説明委員として山本委員、説明をお願いいたします。

議 長

(山本委員)

それでは現地確認について報告いたします。

4月24日、月曜日の午前10時00分より、武田委員、私、事務局の佐藤副局長、申請代理人行政書士と4人で現地を確認いたしました。

12番

申請箇所等につきましては、事務局の説明のとおりであり、特段の支障はな

いものと判断いたしました。

委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

16 番

加藤委員 費用が大分高額ですが、資金の調達はどうなっているのか。

事務局

親族からの融資と聞いております。

議 長

その他何か質問はありませんか。

(異議なしの声あり)

議案第 8 号については、承認いたします。

次に議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。

事務局

今回は 6 件の申請がありましたので議案書に沿い、説明させていただきます。

申請番号 5～6 は、同一の案件でありますので、一括して説明いたします。

土地の所在は野石字上李台○番他 5 筆、地目は畑、面積計 6,827 m²。

申請人は福米沢字福米のA他 5 名。転用目的は、赤土採取のための一時転用であります。

農地区分については 2 種農地と判断しております。図面資料の 1 ページに位置図を添付いたしております。

事務局

次のページには公図を添付しており、周辺の筆界状況を表示しております。

また、次のページには計画平面図を添付してございます。

以上で申請番号 1 の説明を終わらせていただきます。

議長

(現地確認報告)

現地を確認しました、3 番三浦栄子委員、16 番加藤委員から代表説明委員と

3 番

して三浦栄子委員、説明をお願いいたします。

(三浦委員)

それでは現地確認について報告いたします。

4 月 24 日、月曜日の午前 11 時 00 分より、武田委員、私、事務局の佐藤副局長、鈴木局長補佐の 4 人で現地を確認いたしました。

申請箇所等につきましては、周辺があれた農地であるため特段の支障はないものと判断いたしました。

委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第 9 号は承認することといたします。

議案についてはこれで全て審議終了といたしますが、その他について何かございませんか。

ないようですので、以上をもちまして、令和 5 年度第 2 回男鹿市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和5年5月8日

男鹿市農業委員会

議 長 吉 田 陽 一

署 名 委 員 武 田 一 雄

署 名 委 員 加 藤 和 洋

書 記 鈴 木 俊 市